

国内措置のあり方に関する論点整理について

資料1

論点項目	論点内容	第1回検討会における意見概要
(1) 遵守(15条1及び16条1)に関する国内措置	例えば、他の締約国のABS法令等に従い、PICにより取得され、MATが設定されていることとなるような、適当で効果的な、かつ均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置として、適正に利用する者に不合理な負担がかからないように留意し、議定書の規定を十分に満たす措置とはどのような仕組みか。	議定書は提供国のABS国内法令等について利用国が裁量権を行使して対象範囲を狭めていく構造となっており、IUCN、スイス、EU等が作成している解説書等を参照しながら検討することが必要。 議定書の英語原文のニュアンスや国際的な議定書の解釈を踏まえて慎重に検討すべき。 国際動向について情報収集を十分に行い、EU等の主要先進国と整合性のある国内遵守措置の検討が必要。 遺伝資源の円滑な国際移動を妨げることのないよう、日本にとって貿易上の不利とならない措置を検討する必要。 国内規則を守れば安心して遺伝資源を利用できる状況をつくることが重要。 遺伝資源の範囲が不明瞭であること、多くの提供国において名古屋議定書の対応が十分に進んでいないことから、法律ではなく柔軟性のあるガイドラインが望ましい。 遺伝資源のすべての利用者が容易に対応できるよう、簡素で実際的なものにすべき。
適用の前提について	例えば、遵守(15条1及び16条1)に関する措置を実施するためには、提供国においてPICの発給が制度化され、MATが成立していることが前提となるのではないか。即ち、提供国のアクセス制度(6条及び7条)に法的な確実性、明確性及び透明性が与えられて実施されていることが必要ではないか。また、ABS-CHに提供国のアクセス制度が提供されている必要があるのではないか。	提供国側が遺伝資源に関する主権を行使していないのであれば、他国や国際社会は遵守について対応のしようがない。 国内措置の適用対象国は、提供国のABS国内法令等が議定書6条3を実施し、ABS-CHに公開されている場合に限定すべき。 MATが設定されていることの実事確認ができる情報提供が必要。
適用の時期について	例えば、遵守(15条、16条及び17条)に関する措置の適用時期は、議定書が国際的に発効し、国内措置が実施された以降にアクセスする遺伝資源等になるのではないか。	名古屋議定書が国際的に発効する以前に入手した遺伝資源等は国内措置の対象外とすべき。 提供国において名古屋議定書を発効し、提供国のABS国内法令等が施行された後に取得された遺伝資源に限定すべき。
(2) 遵守に関する国内措置の適用の範囲	例えば、遵守(15条及び16条)に関する措置の適用対象は、提供国から仲介者を介して取得する場合や、遺伝資源等の利用以外の目的で入手したものを、遺伝資源等の利用として用いる場合は対象にするべきか。また、具体的に適用対象、或いは適用対象の除外については、どのようなものを、どのような場合を検討すべきか。	【定義と適用範囲】 遺伝資源の定義、派生物の所有権等について認識共有が必要。 「遺伝資源の利用」や派生物の考え方は特許の考え方を参考にできる。 製薬業界ではこれまで「遺伝資源」「遺伝資源の利用」についての一定の考え方をもちて条約に対応しており、そこから外れた考え方を導入されると困る。 遺伝資源を定義しない限り議論が進まないとする、時間がどれだけあっても足りない。定義は各国によって異なりうるため、例えばPICの取得状況を確認するアプローチもあり得る。 派生物について議定書は介入していない。どこまで含めるかは、提供者と利用者の当事者間で解決するもの。 ヒト遺伝資源は除外されていると解釈すべき。 【コモディティ(一般的に市場に流通している商品)】 コモディティは「原則として」対象外と整理すべき。原則から外れて対象となるのは、マーケットで購入した遺伝素材を研究するような場合。教育目的の実験など「例外的なこと」については別途検討するとすべき。 コモディティはWTOで扱われるべき。議定書は第4条1により既存の国際協定に基づく権利義務に影響を及ぼすものではないと規定している。 生薬は植物を主な材料として輸入しており、コモディティに該当する。コモディティは全て除外してから例外規定を設けて欲しい。 植物育種では個人レベルの小さな農家がコモディティとして流通している種子を使って交配・選抜を一般的に行っており、いちいちPICを取得するのは現実的でない。 食品産業界で扱うものは、既に栽培化され農産物や食料品として取り扱われているものである。明らかにコモディティであるものは最初から除外して欲しい。 実際に遺伝資源を入手する際に市場から購入している例があるため、コモディティを全て対象外とすると脱法行為を招くおそれがある。教育目的や流通している品種の品種改良への利用については例外的に除外すべき。 カルチャーコレクションから微生物を提供する際にも様々な使用目的があり、検定菌などコモディティに該当する使用もあるため、適用範囲の線引きが必要。
その他	商業的な利用と非商業的な利用への対応	学術研究はABSの対象外とすべき。 学術研究に関する配慮が必要。スイスが検討中の国内措置案は、学術研究段階においては、遵守に関する注意義務は課すが、商業化段階で求められる政府に報告する義務は課さない。 商業的な利用と非商業的な利用は連続しており区別できないという指摘がある。 非金銭的利益、例えば学術論文の公表や提供国の科学ポテンシャル向上への尽力を利益配分とすべき。
	MATの内容に関する遵守への関与	遵守の国内措置として、MATの内容に関与する必要はない。
	ITPGR-FAとの関係	

国内措置のあり方に関する論点整理について

資料1

論点項目		論点内容	第1回検討会における意見概要
(3) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	例えば、適正に利用する者に不合理な負担がかからないように留意し、議定書の規定を十分に満たす、遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) 及び透明性を高める措置とはどのような仕組みか。	議定書で用いられているmonitoringという言葉の意味を踏まえた監視とすべき。 遺伝資源の利用の前提としてPICが取得されるため、ABS-CHに登録されたPIC取得状況を把握することで遺伝資源の利用をmonitorするという考え方もあり得る。 議定書は解釈の幅が広い法律論だけで結論が出ず、最終的には政策論にならざるを得ない。広い解釈の幅の中で我が国の位置をどこに決めるのかという問題であり、国内的にも国際的にも説明が必要。 植物育種については、遺伝資源やその子孫・後代が多段階に渡って関与している可能性があり、どのように利用されていくか追跡・把握することは現実的に不可能。
	情報の収集と提供	例えば、チェックポイントではどのような情報をどのように収集し、また、透明性を高めるためどのような措置を行うべきか。	製薬企業は真面目にCBDに取り組んでいるため、国内に届出のルールがあれば真面目に対応する。 利用者による自発的な連絡が望ましい。 チェックポイントへの届出は必要最小限のものとすべき。 契約内容や研究情報など秘密情報は非公開にすべき。 ビジネス上の秘密情報の開示を強要すべきではない。 ABS-CHに公開されている以上の情報開示を強要してはならない。 チェックポイントにはABS-CHに公開された提供国の国内法令等の内容を常時モニタリングする機能を持たせ、提供国側の一方的なクレームには必要に応じ異議を唱えるなどの適正な措置をとるべき。
(4) 不履行の状況への効果的な対処について	遵守	例えば、遵守 (15条2及び16条2) に関する措置の不履行の状況について、立法上、行政上又は政策上、どのような仕組みにより対処することが、適当で効果的かつ均衡のとれたものとなるか。	秘密情報が多いため、チェックポイントで何をチェックするのか明確化が必要。
	チェックポイントからの情報要求	例えば、チェックポイントからの情報要求 (17条1(a)(ii)) に関する不履行の状況について、どのような仕組みにより対処することが、適当で効果的かつ均衡のとれたものとなるか。	遺伝資源利用者による任意の情報提供に留めるべきであり、罰則的な制度よりも、遺伝資源利用者に利点のある制度を検討して欲しい。例えば、バイオバイラシーとして訴えられたときに保護される仕組み。 チェックポイントの機能は、確認と注意、指摘であるべき。
(5) 遺伝資源等への主権の行使の必要性について	6条は当該締約国が別段の決定を行う場合には国内PIC制度を設けないことができることを規定しているが、国内PIC制度を我が国に導入すべきかどうか。 ・国内の遺伝資源等の取得の事前同意 ・遺伝資源等の利用から生じる利益の配分 ・遺伝資源等に関する種や生息・生育環境の保全 その際、例えば、国内PIC制度を設けた場合のメリット・デメリットにはどのようなものがあるか。また、制度的な検討課題にはどのようなものがあるか。	科学技術立国を目指す我が国として、国際協力により発展している学術の世界を阻害する制度をつくるべきではない。海外とのサンプルのやりとりを迅速にする点からは、国内PIC制度の必要性を感じない。	
(6) その他	国内の利用者は、自らどのような対応をとるべきか。		他者から外国産の遺伝資源を受け取る場合は、PICが取得され、MATが設定されていることを、書面等で確実に確認した後で入手する。
	遺伝資源等の適正な利用をどのように推進すべきか。		条約に基づく措置として、日本には既にガイドライン (遺伝資源へのアクセス手引) が存在する。 国内遵守措置と海外遺伝資源へのアクセスを円滑化する措置を同時に実施すべき。
	遺伝資源等の利用者へのABS制度の周知と普及啓発をどのように推進すべきか。		条約の普及啓発は既に十分行っているが、それに上乗せし、議定書のチェックポイントとモニタリングについて普及啓発を行うことについて検討する必要がある。